

原動機付自転車のナンバー交付等 Q&A

Q1:住民登録(住民票)が南砺市にはないのですが、原動機付自転車を登録できますか。

A:軽自動車税は軽自動車等の主たる定置場所在の市区町村で課税されます。原動機付自転車については、所有者が個人である場合はその住所地が定置場となります。したがって、南砺市に住民登録がなくても、住所地が南砺市内にあるときは原動機付自転車を登録できます。

また、所有者が法人である場合は、原動機付自転車を主として使用する事務所の所在地が定置場となりますので、事務所の所在地が南砺市内であれば原動機付自転車を登録できます。

Q2:原動機付自転車の新規登録はどのような手続きが必要ですか。

A:新しく購入した場合は、販売店の販売証明書(販売店の印鑑が押印してあるもの)が必要です。他人から譲り受けた場合は、旧所有者の廃車証明書が必要です。廃車証明書がない場合は、譲渡証明(譲渡者の印鑑があるもの)と車台番号が分かるものが必要です。

ナンバーを交付する時に標識交付証明書を発行します。保険に加入する際に必要になることがありますので大切に保管しておいてください。

一旦廃車したオートバイなどを再度登録する場合は、廃車証明書が必要です。廃車証明書をなくしてしまった場合は、車台番号が分かるものが必要になります。

Q3:原動機付自転車の申告はいつまでにすればいいですか。

A:原動機付自転車を購入や譲り受け等により取得した場合、または市外から転入した場合は申告が必要です。

取得した日または転入した日から15日以内に「軽自動車税申告書兼標識交付申請書」を提出してください。申告書は、各市民センターの窓口で受け付けています。

Q4:軽自動車税とはどのようなものですか。

A:毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを軽自動車等といいます。)を所有し、標識(ナンバープレート)の交付を受けている方に課税されます。

※4月2日以降に廃車や名義変更等手続きをされても、その年度は4月1日現在の所有者に課税されます。また、税金の月割り還付はありません。

Q5:軽自動車等に異動、変更があるときはどうすればいいですか。

A:軽自動車等を新たに取得した場合、登録内容に変更があった場合、または廃車した場合は、速やかに届け出てください。詳しくは関連書類の「原付等届出方法」をご覧ください。

Q6:南砺市のナンバーがついた原動機付自転車を持って、市外へ転出しました。なにか必要な手続きはありますか。

A:転出先の市区町村で、原動機付自転車の登録を変更していただく必要があります。その際、ナンバープレート・標識交付証明書等が必要となりますので、転出先の市区町村の軽自動車税担当課へお尋ねください。

Q7:原動機付自転車の名義変更はどうすればいいですか。

A:所有者の名義(納税義務者)を変える手続きですので、ナンバーはそのまま利用していただきます。

旧所有者は廃車、新所有者は新規登録の手続きをしていただくことになります。また、旧所有者から新所有者への譲渡証明が必要になります。(新・旧所有者とも窓口に来られた場合は必要ありません。)

Q8:私は、このたび原動機付自転車を廃車しました。どのような手続きが必要ですか。

A:原動機付自転車を所有しなくなった場合は、申告が必要です。所有者等でなくなった日から30日以内に「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」を提出してください。申告書は各市民センター窓口で受け付けています。

ご注意

郵送での受付はできません。申告書ご記入の上、必要なものと併せて受付窓口までご持参ください。ただし、廃車手続きについて、遠隔地等でどうしても受付窓口へお越しにならない理由がある場合は税務課市民税係(電話 0763-23-2005)までご連絡ください。

Q9:バイクが壊れてしまったので、もう乗っていないのですがどうすればいいですか。

A:軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。廃車したときは、「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」を各市民センターの窓口に提出してください。

4月1日までに廃車の申告がない場合は、その年度分の軽自動車税を全額納めていただくことになります。4月2日以降に廃車されてもその年度の税金は減額(還付)されませんのでご注意ください。

Q10:原動機付自転車が盗難に遭いました。軽自動車税の手続きは何をすればいいですか。

A:原動機付自転車を所有しなくなった場合は、申告が必要です。警察署へ届け出ても、廃車の申告をしなければ原動機付自転車を所有しなくなった事実を確認できないため、引き続きあなたに軽自動車税が課税されます。

警察に被害届を提出している場合は、警察から交付された「受理番号教示書」又は「盗難届出証明書」を持参し廃車の申告をしてください。

ナンバーのみ盗まれた場合は、ナンバーを再発行します。再発行は、新規登録と同様の手続きになります。

Q11:オートバイを友人に譲ったのですが名義変更をしてくれません。どうすればいいですか。

A:車両を譲渡した場合は、必ず名義変更が必要です。名義変更がされないと、いつまでも旧所有者に税金が課税されてしまいます。

新所有者が名義変更をしてくれない場合は、旧所有者が廃車の申告をして、廃車証明書を新所有者に渡してください。新所有者がそのまま乗り続けた場合には、処罰されますので、改めて登録するように忠告してください。

また、新所有者が居所不明で連絡が取れない場合は、旧所有者に税金が掛からないようにするために廃車の申告をしてください。

このようなトラブルは頻繁にありますので、譲渡する場合には、あらかじめ廃車の申告をして、廃車証明書と一緒にオートバイを譲渡するようにしてください。

Q12:しばらく原動機付自転車を使用しないので、ナンバープレートを返納し、自宅で保管したいのですが。

A:軽自動車税は、所有することに対して課税されますので、ご質問のような場合、原動機付自転車を廃車することはできません。廃車の申告ができるのは、廃棄・紛失・盗難：譲渡・転出等の場合です。なお、譲渡するために廃車の手続きを済ませてご自宅に保管されている間に、賦課期日の4月1日を過ぎるような場合は、課税の対象となりますのでご注意ください。

Q13:自分が手続きに行けないので、家族(あるいは業者)に手続きを依頼したいのですが。

A:委任状は特に必要ありませんが、代理人が窓口に来られる場合は、申告書の届出者の欄をご記入ください。申請書の記入漏れがある場合や内容に不備がある場合は受付でき

ませんのでご注意ください。

Q14:旧ナンバープレートから原動機付自転車オリジナルナンバープレートに交換したいのですが。

A:以下のものをご用意いただき、各市民センターで手続きをお願いします。

- ・旧ナンバープレート、本人確認書類

Q15:車検用の納税証明書はどこで再発行してもらえますか。

A:これまでは軽自動車の車検の際に継続検査（車検）用納税証明書が必要でしたが、令和7年4月から全国的に車検が必要な全ての車両について軽自動車税の納付確認が電子化され、原則この納税証明書の提示を省略することができます。

※ 従来どおり納税証明書を提示して車検を受けることもできます。